

てきた。より多くの老齢者達がメディケアとメディケイドの利益をうけるので、それに応じて、公的福祉医療は被扶養の子女を有する世帯によって吸収されている。

最後に、メディケアを含めて、公的医療制度の財政的影響は、1964年の市民権法により、病院における人種的差別を減少させたが、しかし、重要な問題が残っている。多数の病院およびさらにより多くの看護ホームは、差別を行なっている。

* ミシガン大学、公衆保健学部、医療組織学科。

The Systemic Impact of Medicare, *Medical Care Review*, No. 6, June 1969, pp. 567-585
—Bibliography ; No.32, '70.

目標の1つは、労働に応じて行なわれる分配の社会主義的原則に、別な形を与えることであった。第2番目は、この目的の実現が給付、とくに、年金の給付水準にある重要な改善をもたらすことであり、かつ、もはや生産的でなくなった老齢なグループに、労働市場からの引退を可能とした。改正に含まれた第3番目の方向は、年金基金に自治権を帰し、また、被保険者による拠出支払いの採用を目的としている。改革の第4番目の基本的な特長は、社会保険制度と企業の間で、災害事故の負担について差別を設けながらも、労働災害給付を一般的年金制度と従来よりもより一層統合することである。

年金制度改革の主要な方向

Czeslaw Jackwiak (ポーランド)

本稿には、1968年に行なわれた年金制度改革が論述されており、とくに、主要な方向のうち、4つの方向が取上げられ、また、社会保険が今後発達するときに直面すると予想される諸問題について、若干の考察が示されて

いる。

改革は大きな目標をかけているが、しかし、その目標が年金制度の仕組みの到達する最終的段階と考えることはできない。主要な



まず、年金改革は従来の年金算出方式のもつ逆進的でかつ価値を引下げる効果を、ある程度除去した。従来の算出方式は、生計の手段とするには、年金が余りにも低くなってきたので、年金の受給者を労働市場に入らせるようにしむけてきた。年金額は、より高い収入を取得していた人びとにとて有利なよう、ある程度所得比例的となった。「雇用期

間」に関連させて支給されるある加給の採用は、年金を引上げる効果をもたらし、また、老齢年金と廃疾年金の算出方式の間に存在していたある変則的な相違を除去した。好ましくない影響を除くために、年金算出で考慮される雇用期間には、ある最高期間が設けられている。改革に要する経費が高くつくので、年金算出の改善は2年間にわたって漸進的に採用されるであろう。これらの改善は、物価の変動に対応して行なわれる正常な調整にまさるものである。すなわち、それらの改善は、以前の年金算出方式で年金と俸給との間に存在していたある不均衡を取除き、かつ年金の、少なくとも最低年金の実質価値の自動的維持をある程度採用するように考案されている。しかし、採用するに当って選ばれた仕組みには、ある不利な点が含まれている。

第2番目に、適切な年金制度が欠けていたので、人びとは労働市場に余りにも長く留まなければならなかった。新しい年金引上げは、年金受給者に雇用の継続を無視させるある手段を含んでおり、たとえば、この1例は

年金の受給に退職を必要とする受給条件である。また、かりに年金受給者に有利であるとしても、年金年齢以後に取得した所得について行なう評価目的を無視することや、年金年齢以前の期間だけを、新らしく採用された雇用期間による加給で評価するのも、同じ意図の例である。労働継続の意欲を妨げるこれらの要素は、恐らく人びとが労働から引退する比率を高めるであろう。この傾向を促進するために、従業員に対する3ヵ月以前の通報を条件として、企業は受給資格条件に該当する従業員のために、年金の申請をするかも知ない。これらの手段により、年金政策は雇用政策と従来よりもより一層同時に機能する。若年労働者に雇用機会を開いておくと同時に、受給資格を取得した労働者を大量に失なわないように、企業は注意深くこの権利の行使を試みなければならない。

第3番目に、社会保険はその費用を拠出でカバーされるのに、社会保障は政府の予算で財源を調達されるので、社会保険は社会保障と異なる。基金は2つの方法で財源を調達さ

れ、それらの調達方式は、拠出の評価対象とされ、かつ使用者が支払った賃金の8%（使用者負担分）と、賃金の3%で被用者によって支払われる年金拠出（被用者負担分）である。年金制度の構造的改革は2つの目的を達成するように考案されており、1つは同一の比率でも年金を増額するように、収入の増大に比例する手段で資金を徴収し、もう1つは資金の徴収が各労働者の責任であり、政府だけの責任によるものだけではないという意識を育てるある教育的効果をもつことである。これらの期待のもつ現実性には、ある疑問が感じられるかも知れない。

第4番目に、従来の制度は、廃疾の原因と無関係に、ある特殊な統一的支給率を用いる基本原則にもとづき、また、保険給付以外の部分に当るその他の障害については、労働者補償にもとづいて給付を支給した。新らしい制度は、廃疾にかんする3つのカテゴリーと廃疾度によって、社会保障制度の補償にもとづいて実施される。すなわち、これらのカテゴリーと廃疾度とは、第1カテゴリーに100%，第

2 カテゴリーに90%、また、第3 カテゴリーに65%となっている。企業には、肉体的傷害に対する一時金による補償、医療に要する追加的費用、および傷害の発生直前3年間における平均所得と当人の現在の所得とを比較した差額を支払う責任が残される。その制度の費用は、すべて企業によって調達されるであろう。

企業と社会保険の管理機関との関係については、改革はすべての雇用災害給付に対して、企業の責任にもとづく新しい方法を発達させ、それらの給付は社会保険によって提供され、かつ企業によって償還されている。このように、雇用災害保護は段階的に発達してきた。すなわち、第1段階は災害の危険率によって異なる保険拠出の区分化、第2段階は事実上の発生率により給付を償還する企業の責任、また、第3段階は危険の基本原則にもとづく責任である。

Podstatowe kierunki reformy systemu emerytalnego, *Panstwo i prawo*, No. 1, 1969, pp. 135-149; No. 50, '70.

老齢な農民と社会政策

Piero Marini (イタリア)



本稿には、年金を受給する農民に影響を与える基本的な諸問題と、老齢者に実質的な保護を提供するために勧告される各種の型をもつ社会的保護について試論が述べられている。

老齢者数の恒常的な増加は、全人口のうちこれらの人びとに対する社会政策の形成と刷新が、次第に緊要となっていることを意味している。農業部門におけるそのような政策の必要性は、全国民のうち、農業人口が他の部門よりもより急速に老齢化しているという事実から、とくに明白とされている。全国自作農共済疾病基金連合会による最新の調査は、1966年4月30日現在では、被保険者のうち4人に1人が60歳以上の老齢者で、同日付では、被保険者総数5,147,943人中の1,285,220

人は60歳に達していたことを示している。70歳以上の女子は男子より多い。すなわち、男子の584,118人（男子総数の23.8%）に対して、女子は701,102人（女子総数の26%）となっていた。70歳以上の世帯のうち約70%が単身者であることに注目するときに、前者の農民が生活している孤独の程度は想像できるであろう。これは自営農民の間における入院時には、もし、かれらが適切な家族の援助をあてにすることができるならば、患者の自宅で治療することができた疾病によって、これらの入院が必要とされている。したがって、かれらに対して適切な社会的保護を促進するためには、老齢な農民のもつているニードを研究することが、絶対に必要である。

ある施設において雇用と職業紹介に対する